

福岡県公報

令和6年4月16日
第488号

目次

告示(第237号-第245号)

- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) …………… 1
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) …………… 2
- 福岡県における飼料作物の奨励品種、早晚性、奨励する地帯及び主な利用方法 (畜産課) …………… 2
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 3
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 4
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 4
- 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (環境保全課) …………… 5
- 福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格 (総務事務厚生課) …………… 5
- 指定納付受託者の指定について (会計管理局会計課) …………… 6

公 告

- 都市計画の案に係る公聴会の開催 (都市計画課) …………… 6
- 令和6年度狩猟免許試験及び狩猟免許の更新講習の実施について (経営技術支援課) …………… 7
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 10
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 11
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出

- (中小企業振興課) …………… 11
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 11
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 12
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 12
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 13
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 13
- 軽油引取税に係る特約業者の指定 (税務課) …………… 14
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 14
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 14
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 14

公安委員会

- 警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活保安課) …………… 15
- 警備業法第23条に規定する検定の実施 (警察本部生活保安課) …………… 18
- 警備業法の一部を改正する法律附則第5条による審査の実施 (警察本部生活保安課) …………… 20
- 警備員等の検定等に関する規則附則第7条第2項に規定する検定合格者審査の実施 (警察本部生活保安課) …………… 22
- 警備業法第23条に規定する検定の実施 (警察本部生活保安課) …………… 23

警察本部

- 地方公務員法第28条第1項第3号による処分の撤回 (警察本部警務課) …………… 26

告 示

福岡県告示第237号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、令和4年7月12日福岡県告示第701号福岡広域都市計画道路事業3・3・1-183号長尾橋本線及び福岡広域都市計画道路事業3・4・1-46号西新早良線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和6年4月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 施行者の名称

福岡市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡広域都市計画道路事業 3・3・1-183号 長尾橋本線

福岡広域都市計画道路事業 3・4・1-46号 西新早良線

3 事業施行期間

平成27年12月11日から令和15年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

福岡県告示第238号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、令和2年3月3日福岡県告示第202号福岡広域都市計画道路事業3・3・1-52号粕屋久山線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和6年4月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 施行者の名称

福岡市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡広域都市計画道路事業 3・3・1-52号 粕屋久山線

3 事業施行期間

平成27年1月16日から令和11年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

福岡県告示第239号

福岡県における飼料作物の奨励品種、早晩性、奨励する地帯及び主な利用方法を定めたので、次のように告示する。

福岡県における飼料作物の奨励品種、早晩性、奨励する地帯及び主な利用方法（令和5年4月福岡県告示第238号）は廃止する。

令和6年4月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

種類	品種	早晩性	奨励する地帯	主な利用方法
イタリアンライグラス	VE02（あかつき）	極 早 生	県内全域	サイレージ・乾草
	K y u s h u l	極 早 生	〃	サイレージ・乾草
	タチワセ	早 生	〃	サイレージ・乾草
	タチマサリ	早 生	〃	サイレージ・乾草
	ニオウダチ	早 生	〃	サイレージ・乾草
	すくすくダッシュ	早 生	〃	サイレージ・乾草
	タチムシャ	中 生	〃	サイレージ・乾草
	K A I R - 1 2 M（さつきばれEX）	中 生	〃	サイレージ・乾草
	テティラ（ジャイアント）	中 晩 生	〃	サイレージ・乾草

	ピリケン (マンモスイタリアンB)	中 晩 生	〃	サイレージ・乾草
	エース	晩 生	〃	サイレージ
	K A I R - 1 2 T E (ダイヤモンド)	晩 生	〃	サイレージ
	アキアオバ3	晩 生	〃	サイレージ
青刈えん麦	韋駄天 (ウルトラハヤテ韋駄天)	超極早生	〃	サイレージ・乾草
	隼 (スーパーハヤテ隼)	極 早 生	〃	サイレージ・乾草
	K78R7 (アーリーキング)	極 早 生	〃	サイレージ・乾草
青刈大麦	ワセドリ2条	極 早 生	〃	サイレージ (ホールクロップ)
	はるか二条	早 中 生	〃	サイレージ (ホールクロップ)
青刈とうもろこし	KD641 (ゴールドデントKD641)	早 生	〃	サイレージ (ホールクロップ)
	LG30500 (スノーデント110)	早 生	〃	サイレージ (ホールクロップ)
	TX1334 (ロイヤルデントTX1334)	早 生	〃	サイレージ (ホールクロップ)
	P2088 (パイオニア118日)	早 中 生	〃	サイレージ (ホールクロップ)
	SH4812 (スノーデントSH4812)	中 生	〃	サイレージ (ホールクロップ)
	PI2008 (スノーデントおとは)	中 生	〃	サイレージ (ホールクロップ)
	SH2933 (スノーデント夏皇)	晩 生	〃	サイレージ (ホールクロップ)
青刈ソルガム	タキイのハイブリッドソルゴー	早 中 生	〃	サイレージ
	シュガーグレイズ (Sugar Graze)	中 晩 生	〃	サイレージ
	シュガーグレイズ (甘味ソルゴー)	中 晩 生	〃	サイレージ
	シュークロソルゴー405 (ビッグシュガーソルゴー)	晩 生	〃	サイレージ
スーダングラス	ヘイスーダン	極 早 生	〃	サイレージ・乾草

	ロールスイートBMR	極 早 生	〃	サイレージ・乾草
	KSO-SUG4 (シュガースリム)	早 生	〃	サイレージ・乾草
	KSO-SUG5 (サマーベラー細茎)	早 生	〃	サイレージ・乾草
	トゥルー (ドライスーダン)	早 中 生	〃	サイレージ・乾草
	ベールスーダン	中 生	〃	サイレージ・乾草
	スーパーダン2 (ロールキング)	晩 生	〃	サイレージ・乾草
	ローズグラス	カタンボラ	中 生	〃
青刈ひえ	グリーンミレット中生	中 生	〃	サイレージ
	青葉ミレット	中 生	〃	サイレージ
オーチャードグラス	アキミドリII	極 早 生	〃	放牧・採草
	ナツミドリ	早 生	〃	放牧・採草
しろクロバ	フィア	早 生	〃	放牧
あかクロバ	ケンランド	早 生	〃	放牧・採草
バビアグラス	ベンサコラ	早 生	〃	放牧
稲発酵粗飼料用稲	たちあやか (中国飼205号)	中 生	〃	サイレージ (ホールクロップ)
	つきあやか (中国飼225号)	中 生	〃	サイレージ (ホールクロップ)
	つきすずか (中国飼219号)	晩 生	〃	サイレージ (ホールクロップ)
	たちすずか (中国飼198号)	晩 生	〃	サイレージ (ホールクロップ)
	タチアオバ (西海飼253号)	晩 生	〃	サイレージ (ホールクロップ)

福岡県告示第240号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和6年4月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
朝倉市杷木松末字中村2283の1、2280から2282まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字中村2280から2282まで、2283の1（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第241号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年4月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
朝倉市杷木白木字ヌリヤ264の2、266の1、266の2、271
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字ヌリヤ264の2・266の1・266の2・271（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第242号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年4月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
朝倉市秋月野鳥字館ノ尾668の1（次の図に示す部分に限る。）、上秋月字立園1781の1・1784（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第243号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和6年4月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定する形質変更時要届出区域
朝倉郡筑前町四三嶋字金茸原579番1及び581番4の各一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 3 規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物

福岡県告示第244号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を次のように定め、令和6年4月16日から施行する。

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和4年4月福岡県告示第371号。以下「旧告示」という。）は、令和6年4月15日限り廃止する。

なお、この告示の施行前に、旧告示に基づいて決定された入札参加資格は、この告示により決定されたものとみなす。

令和6年4月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 第1 競争入札に参加することができない者
- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
 - 2 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれ1に該当する者を除く。）
 - 4 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課された者であって、当該届出の義務を履行していないもの
 - (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
 - (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
 - (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条
 - 5 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）
 - 6 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - 7 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - 8 消費税及び地方消費税に未納のある者
 - 9 福岡県内に事業所を有する者であって、福岡県の県税に未納のあるもの
- 第2 入札参加資格

- 1 入札参加資格の等級は、AA、A及びBに区分し、それぞれの等級への格付の基準は、知事が別に定める。
- 2 知事は、入札参加資格審査の申請があったときは、次に掲げる事項について行った審査の結果を別に定める基準により総合的に勘案した上で、入札参加資格を決定するものとする。
 - (1) 従業員数
 - (2) 年間売上高
 - (3) 自己資本金
 - (4) 流動比率
 - (5) 経営年数
 - (6) 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

第3 入札参加資格審査申請の方法等

1 申請の方法

入札参加資格を得ようとする者は、知事が別に定めるところにより、競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請の時期

競争入札参加資格審査申請書の提出期間は、毎年7月1日から同月末日までとする。

ただし、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の締結が見込まれるときその他知事が特に必要と認めるときは、この限りでない。

第4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得したときから同日以後における最初の登録基準年（西暦奇数年をいう。）の10月末日までとする。

福岡県告示第245号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定納付受託者として指定する者の名称及び事務所の所在地

(1) 名称

モバイルクリエイイト株式会社

(2) 事務所の所在地

大分県大分市東大道二丁目5番60号

2 指定した日

令和6年3月26日

3 対象となる歳入

キャッシュレス決済の方法により納付する使用料、手数料、財産収入及び諸収入

公 告

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

令和6年4月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 変更しようとする都市計画の種類

京築広域都市計画道路3・3・55-1号 国道201号バイパス線

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

令和6年5月16日 午後7時00分から

(2) 場所

サン・グレートみやこ 1F研修室（京都郡みやこ町勝山黒田86番地1）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 京築広域都市計画道路の変更の案の概要

路 線 名	位 置	区域（延長）
-------	-----	--------

3・3・55-1号 国道201号バイパス線	起点 京都郡みやこ町勝山松田字芝原 終点 京都郡みやこ町勝山黒田字小長田 主な経由地 京都郡みやこ町勝山箕田	約5,490m
-----------------------	--	---------

(2) 閲覧

令和6年4月17日から同年4月30日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及びみやこ町町長公室において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

- (1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を令和6年4月30日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。
- (2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

令和6年度狩猟免許試験及び狩猟免許の更新講習を次のように実施する。

令和6年4月16日

1 狩猟免許試験の期日及び場所

期 日	場 所		所 管
	所 在 地	会 場	
令和6年6月19日（水曜日）	福岡市中央区赤坂一丁目8-8	福岡県福岡西総合庁舎	福岡県福岡農林事務所
令和6年6月20日（木曜日）	福岡市中央区赤坂一丁目8-8	福岡県福岡西総合庁舎	福岡県福岡農林事務所
	北九州市八幡西区則松三丁目7-1	福岡県八幡総合庁舎	福岡県八幡農林事務所
	行橋市中央一丁目2-1	福岡県行橋総合庁舎	福岡県行橋農林事務所
令和6年7月25日（木曜日）	朝倉市甘木198-1	ピーポート甘木	福岡県朝倉農林事務所
	飯塚市新立岩8-13	飯塚市立岩交流センター	福岡県飯塚農林事務所
	筑後市大字和泉606-1	福岡県筑後農林事務所	福岡県筑後農林事務所
令和6年8月25日（日曜日）	筑後市大字和泉606-1	福岡県筑後農林事務所	福岡県筑後農林事務所
令和7年1月18日（土曜日）	北九州市八幡西区則松三丁目7-1	福岡県八幡総合庁舎	福岡県八幡農林事務所
令和7年1月19日（日曜日）			

2 狩猟免許試験の受験資格者並びに試験科目及び試験時間

(1) 受験資格者

福岡県内に住所を有する者で、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第40条に規定する免許の欠格事由に該当しないもの
 なお、年齢については、銃猟免許にあっては試験当日20歳以上、網猟免許及びわな猟免許にあっては試験当日18歳以上の者

(2) 試験科目及び試験時間

区 分	試 験 科 目 課 題	試 験 時 間
知識試験	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に関する知識について	午前9時30分～ 午前11時00分

適性試験	視力、聴力及び運動能力について	午前11時00分～ 午後0時30分
技能試験	猟具の操作、距離の目測（網猟、わな猟免許を除く。）及び鳥獣の判別	午後1時30分～ 午後5時00分

3 狩猟免許の更新講習の期日及び場所

期 日	会 場 所 在 地	会 場 名
令和6年6月25日（火曜日）	朝倉市甘木198-1	ピーポート甘木
令和6年6月26日（水曜日）	みやま市高田町濃施14	まいピア高田
令和6年6月28日（金曜日）	朝倉市杷木久喜宮1685	サンライズ杷木
令和6年7月2日（火曜日）	久留米市北野町中3298-2	北野生涯学習センター別館
令和6年7月5日（金曜日）	うきは市吉井町983-1	るり色ふるさと館
	北九州市小倉北区井堀五丁目1-3	北九州パレス
令和6年7月9日（火曜日）	飯塚市新立岩8-1	福岡県飯塚総合庁舎
令和6年7月10日（水曜日）	北九州市小倉南区大字木下670-1	東谷興農会館
	飯塚市新立岩8-1	福岡県飯塚総合庁舎
令和6年7月11日（木曜日）	飯塚市新立岩8-1	福岡県飯塚総合庁舎
令和6年7月12日（金曜日）	飯塚市新立岩8-1	福岡県飯塚総合庁舎
	八女市黒木町今1314-1	八女市黒木支所
令和6年7月17日（水曜日）	北九州市門司区高田一丁目20-1	北九州市立門司体育館
	八女市立花町原島108-1	八女市立花市民センター
	行橋市中央一丁目2-1	福岡県行橋総合庁舎
令和6年7月18日（木曜日）	行橋市中央一丁目2-1	福岡県行橋総合庁舎
令和6年7月23日（火曜日）	福岡市中央区赤坂一丁目8-8	福岡県福岡西総合庁舎
令和6年7月25日（木曜日）	古賀市中央二丁目13-1	リーパスプラザこが
令和6年7月30日（火曜日）	筑後市大字和泉606-1	福岡県筑後農林事務所

令和6年8月2日（金曜日）	大牟田市健老町461	大牟田市エコサルクセンター
令和6年8月4日（日曜日）	福岡市博多区吉塚本町13-50	福岡県吉塚合同庁舎
令和6年8月7日（水曜日）	遠賀郡遠賀町大字今古賀513	遠賀町中央公民館

4 狩猟免許の更新講習の受講資格者並びに講習科目及び講習時間

(1) 受講資格者

令和3年において狩猟免許試験又は狩猟者講習を受けて狩猟免許を取得している者で、福岡県内に住所を有し、かつ、当該免許の更新を受けようとするもの（1種の免許について受講資格を有する者は、有効期限の異なる他種の免許についても、受講資格を有する。）

なお、認定鳥獣捕獲等事業に従事する者であって環境省令で定める方法により狩猟について必要な適性を有することが確認されたものについては、適性試験を免除する。

(2) 講習科目

ア 視力、聴力及び運動能力の適性検査

イ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令並びに鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する知識

ウ 鳥獣の判別

エ 猟具の取扱い

(3) 講習時間

午前9時から午後5時までのうち3時間程度

5 受験又は受講の申込方法

(1) 受験又は受講の希望者は、狩猟免許申請書又は狩猟免許更新申請書（いずれも免許の種類ごとに1通必要）に必要事項を記入し、次に掲げるものを添えて、下記で定める申込期間内に申請者の居住地を所管する農林事務所に申し込むこと。なお、各申請書類は、必ず黒のボールペン（消えないもの）で記入すること。

ア 写真（申込前6月以内に撮影した上三分身、無帽、正面向き、縦3.0センチメートル横2.4センチメートルのもの。免許の種類ごとに1枚必要）を貼った受験票又は受講票（用紙は、各農林事務所及び猟友会支部で交付する。）

イ 次に掲げる者でないことを証明する医師の診断書（申請日前3か月以内のものとする。また、申請者が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可の写しを添付している場合を除く。）

(ア) 統合失調症にかかっている者

(イ) そう鬱病（そう病及び鬱病を含む。）にかかっている者

(ウ) てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）にかかっている者

(エ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気（(ア)から(ウ)までに掲げるものを除く。）にかかっている者

(オ) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

(カ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(ア)から(オ)までに該当する者を除く。）

ウ 狩猟免許申請手数料（5,200円（試験の一部を免除される者にあつては3,900円）。2種以上受験しようとする者は1種ごとに5,200円（試験の一部を免除される者にあつては3,900円）を加算のこと。）又は狩猟免許更新申請手数料（2,900円。2種以上を受講しようとする者は1種ごとに2,900円を加算のこと。）

なお、各手数料は、福岡県領収証紙又はキャッシュレス決済で納付すること。

（福岡県領収証紙販売所一覧：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kkaikai.html>）

(2) 狩猟免許は、網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許の4種であり、狩猟免許申請書又は狩猟免許更新申請書は、各種ごとに提出すること。

ア 網猟免許は、網を使用する法定猟法により狩猟をする者を対象とする。

イ わな猟免許は、わなを使用する法定猟法により狩猟をする者を対象とする。

ウ 第一種銃猟免許は、装薬銃を使用する猟法により狩猟をする者を対象とする。（ただし、第一種銃猟免許を受けた者は、空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）を使用する猟法により狩猟をすることができる。）

エ 第二種銃猟免許は、空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）を使用する猟

法により狩猟をする者を対象とする。

【実施期日、会場名及び申請期間】

狩猟免許試験		
実施期日	会場名	申請期間
令和6年6月19日（水曜日）	福岡県福岡西総合庁舎	5月16日（木）～6月5日（水）
令和6年6月20日（木曜日）		
令和6年6月20日（木曜日）	福岡県八幡総合庁舎 福岡県行橋総合庁舎	5月16日（木）～6月5日（水）
令和6年7月25日（木曜日）	ピーポート甘木 飯塚市立岩交流センター 福岡県筑後農林事務所	5月16日（木）～7月11日（木）
令和6年8月25日（日曜日）	福岡県筑後農林事務所	5月16日（木）～8月8日（木）
令和7年1月18日（土曜日）	福岡県八幡総合庁舎	11月1日（金）～12月25日（水）
令和7年1月19日（日曜日）		

狩猟免許の更新講習		
期日	会場名	申請期間
令和6年6月25日（火曜日）	ピーポート甘木	5月27日（月）～6月17日（月）
令和6年6月26日（水曜日）	まいピア高田	
令和6年6月28日（金曜日）	サンライズ杷木	
令和6年7月2日（火曜日）	北野生涯学習センター別館	5月27日（月）～6月21日（金）
令和6年7月5日（金曜日）	りり色ふるさと館	5月27日（月）～6月24日（月）
	北九州パレス	
令和6年7月9日（火曜日）	福岡県飯塚総合庁舎	5月27日（月）～6月28日（金）
令和6年7月10日（水曜日）	東谷興農会館	5月27日（月）～7月1日（月）
	福岡県飯塚総合庁舎	
令和6年7月11日（木曜日）	福岡県飯塚総合庁舎	
令和6年7月12日（金曜日）	福岡県飯塚総合庁舎	
	福岡県飯塚総合庁舎	

	八女市黒木支所	
令和6年7月17日（水曜日）	北九州市立門司体育館	5月27日（月）～7月5日（金）
	八女市立花市民センター	
	福岡県行橋総合庁舎	
令和6年7月18日（木曜日）	福岡県行橋総合庁舎	
令和6年7月23日（火曜日）	福岡県福岡西総合庁舎	5月27日（月）～7月12日（金）
令和6年7月25日（木曜日）	リーバспラザこが	
令和6年7月30日（火曜日）	福岡県筑後農林事務所	5月27日（月）～7月19日（金）
令和6年8月2日（金曜日）	大牟田市エコサソクセンター	5月27日（月）～7月22日（月）
令和6年8月4日（日曜日）	福岡県吉塚合同庁舎	
令和6年8月7日（水曜日）	遠賀町中央公民館	5月27日（月）～7月26日（金）

6 注意事項

- (1) 試験の当日の受付は、午前9時00分から同9時30分まで行う。
- (2) 更新講習の当日の受付及び受講時間は、申込みの際に農林事務所職員が指示する。
- (3) 更新講習の一部は、狩猟免許更新申請書の受付時に配布する資料を用い、受講者が自宅において学習することにより代替する。
- (4) 次のいずれかに該当する場合は、試験又は講習を受けることができなくなるので注意すること。
 - ア 試験開始時刻又は更新講習開始時刻に遅れた場合
 - イ 受験中又は受講中無断で退席した場合
 - ウ 試験又は適性検査を不正な手段によって受け、又は受けさせようとした場合
 - エ 他の者の迷惑になるような行動等をとった場合
- (5) 手数料は、福岡県領収証紙又はキャッシュレス決済により納付することとし、既納の手数料、申請書等は、いかなる理由があっても返還しない。
- (6) 試験又は講習には、受験票又は受講票及び筆記具を必ず持参すること。
- (7) その他詳細については、福岡県各農林事務所農山村振興課若しくは農山村・農業

振興課又は農林水産部経営技術支援課鳥獣対策係に問い合わせること。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年4月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 届出年月日
令和6年3月21日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 サンリブのおがた
 - (2) 所在地 直方市大字知古756番地
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社サンリブ 代表取締役 菊池 毅 北九州市若松区本町二丁目17番1号ペイサイドプラザ若松2F	株式会社サンリブ 代表取締役 眞田 義文 北九州市若松区本町二丁目17番1号ペイサイドプラザ若松2F

- 4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社サンリブ 代表取締役 菊池 毅 北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号外9者	株式会社サンリブ 代表取締役 眞田 義文 北九州市若松区本町二丁目17番1号ペイサイドプラザ若松2F外10者

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年4月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和6年3月21日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 サンリブ久留米
(2) 所在地 久留米市野中町1411番1外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社サンリブ 代表取締役 菊池 毅 北九州市若松区本町二丁目17番1号ベイサイドプラザ若松2F	株式会社サンリブ 代表取締役 眞田 義文 北九州市若松区本町二丁目17番1号ベイサイドプラザ若松2F

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社サンリブ 代表取締役 菊池 毅 北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号外11者	株式会社サンリブ 代表取締役 眞田 義文 北九州市若松区本町二丁目17番1号ベイサイドプラザ若松2F 外11者

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年4月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和6年3月21日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 マルシヨク来春店
(2) 所在地 朝倉市大字来春6番地の1

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社サンリブ 代表取締役 菊池 毅 北九州市若松区本町二丁目17番1号ベイサイドプラザ若松2F	株式会社サンリブ 代表取締役 眞田 義文 北九州市若松区本町二丁目17番1号ベイサイドプラザ若松2F

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社サンリブ 代表取締役 菊池 毅 北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号外3者	株式会社サンリブ 代表取締役 眞田 義文 北九州市若松区本町二丁目17番1号ベイサイドプラザ若松2F 外2者

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年4月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和6年3月21日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 マルショク吉野店
(2) 所在地 大牟田市大字橘1544番地の1外

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社サンリブ 代表取締役 菊池 毅 北九州市若松区本町二丁目17番1号ベイスайд ドプラザ若松2F 外4者	株式会社サンリブ 代表取締役 眞田 義文 北九州市若松区本町二丁目17番1号ベイスайд ドプラザ若松2F 外4者

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年4月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和6年3月5日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 リブホール空港東店
(2) 所在地 糟屋郡志免町大字別府字角石810番16外3第

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社サンリブ 代表取締役 菊池 毅 北九州市若松区本町二丁目17番1号ベイスайд ドプラザ若松2F 外3者	株式会社サンリブ 代表取締役 眞田 義文 北九州市若松区本町二丁目17番1号ベイスайд ドプラザ若松2F 外3者

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年4月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和6年3月21日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 南風台ショッピングセンター
(2) 所在地 糸島市南風台三丁目169番1

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者

の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社サンリブ 代表取締役 菊池 毅 北九州市若松区本町二丁目17番1号ベイサイドプラザ若松2F	株式会社サンリブ 代表取締役 眞田 義文 北九州市若松区本町二丁目17番1号ベイサイドプラザ若松2F

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社サンリブ 代表取締役 菊池 毅 北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号 外7者	株式会社サンリブ 代表取締役 眞田 義文 北九州市若松区本町二丁目17番1号ベイサイドプラザ若松2F 外6者

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年4月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 届出年月日
令和6年3月21日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名 称 サンリブ筑後
(2) 所在地 筑後市大字徳久字中牟田251番3外
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社サンリブ 代表取締役 菊池 毅 北九州市若松区本町二丁目17番1号ベイサイドプラザ若松2F	株式会社サンリブ 代表取締役 眞田 義文 北九州市若松区本町二丁目17番1号ベイサイドプラザ若松2F

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社サンリブ 代表取締役 菊池 毅 北九州市若松区本町二丁目17番1号ベイサイドプラザ若松2F 外12者	株式会社サンリブ 代表取締役 眞田 義文 北九州市若松区本町二丁目17番1号ベイサイドプラザ若松2F 外12者

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年4月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 届出年月日
令和6年3月21日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名 称 マルシヨク不知火店
(2) 所在地 大牟田市不知火町三丁目3番1外
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社サンリブ 代表取締役 菊池 毅 北九州市若松区本町二丁目17番1号ベイスайд ドプラザ若松2F	株式会社サンリブ 代表取締役 眞田 義文 北九州市若松区本町二丁目17番1号ベイスайд ドプラザ若松2F

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社サンリブ 代表取締役 菊池 毅 北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号 外5者	株式会社サンリブ 代表取締役 眞田 義文 北九州市若松区本町二丁目17番1号ベイスайд ドプラザ若松2F 外4者

公告

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第47条の6第1項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者を指定したので、県たばこ税、ゴルフ場利用税及び軽油引取税に係る事務処理要領（平成24年3月23日23税第5288号福岡県総務部長通達）第4の4の規定により次のように公示する。

令和6年4月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 特約業者の氏名又は名称
株式会社浮羽商会
- 主たる事務所又は事業所の所在地
うきは市浮羽町東隈上310番地の10
- 特約業者の指定年月日
令和6年4月1日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年4月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市小郡字大原町2306番3、2306番26及び2306番27
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
朝倉市甘木1754番地5
イーグル企画株式会社
代表取締役 瓜生 茂広

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年4月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
那珂川市大字山田字馬場925番1及び925番4
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
那珂川市松木六丁目10番17号（フロットハイムⅡ-B103号）
江頭 堅太

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年4月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ドラッグストアモリ日の出町店

(2) 所在地 春日市日の出町五丁目47番1外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 環境課 生活環境担当

店舗周辺の都市計画法上の用途地域は、準工業地域であるが住居も近接して建っている状況。24時間営業ということもあるため、駐車場等で発生する騒音等に対する周辺住民への配慮、空調機室外機の故障等による騒音発生の抑制など、騒音対策の遵守をお願いします。

特に騒音予測地C地点で夜間の最大レベルが規制値よりかなり超える予測があることから、住宅が隣接する敷地西側は、騒音対策として看板設置のみならず、避音壁等の設置による対策をご検討ください。

近年の住民からの苦情は多様化しており、苦情等が発生した際には、誠意ある対応をお願いします。

(2) 環境課 ごみ減量担当

ア 廃棄物の処理について

(ア) 廃棄物は、事業所の責任において処理してください。

a 企業内において、極力リサイクルしてください。

b 自家焼却処理は、しないでください。

c 産業廃棄物及び処理困難物については、産業廃棄物処理業者やメーカーに引き取ってもらってください。

(イ) 一般廃棄物の処理を市に依頼する場合

a 「燃えるごみ」「ビン・カン」「陶器・金属類」「粗大ごみ」「有害ごみ」に分別し、事業所用指定袋に入れてください。粗大ごみは、粗大ごみシールを貼ってください。

b 収集については、地区担当業者と収集契約をしてください。

c 処理施設へ直接搬入する場合は、可燃性ごみ・不燃性ごみ、それぞれの処理施設の指示に従い、処理料を支払ってください。

d 廃棄物の置場は、分別及び収集がしやすい形状、規模にしてください。

(ウ) ごみの適正処理と減量に協力してください。

a 廃棄物のリサイクルを推進してください。

b 簡易包装を推進してください。

c 電気製品、家具などは、買い替え時の引き取りを推進してください。

d トレイなどを店頭で回収するなど、ごみ減量への協力をお願いします。

e 再生OA紙などの利用及び再生品の利用、販売を推進してください。

f 樹木の剪定ごみ等は、緑のリサイクルセンターでの処理となります。

イ ごみの散乱防止について

(ア) 「春日市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例」に基づき、自動販売機を設置する場合は、空き缶・空きびんの回収容器を設置してください。

(イ) 敷地の内外の、利用客等によるごみの散乱防止にご協力ください。

(3) 都市計画課 計画担当

設計図書及び協定書の記載事項に変更が生じた際には、速やかに都市計画課及び関係所管課と協議をお願いします。

また、占有部分の水路及び床版が、車両の通行に耐えうるかの確認について、施工業者が決定次第報告をお願いします。

(4) 道路管理課 道路管理担当

特にありません。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第85号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

令和6年4月16日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第2号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
令和6年6月7日（金） から同年6月14日（金） までの間	午前9時30分から午後4時35分まで （最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を含める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

(2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所
令和6年6月12日（水） から同年6月14日（金） までの間	午前9時30分から午後4時35分まで （初日の講習については、午後1時00分から開始する。最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

3 受講定員

- (1) 新規取得講習
36名
- (2) 追加取得講習
10名

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習
受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。
- ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）

）に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、4(1)アからオまでのいずれかに該当する者

5 受講申込手続等

(1) 事前（電話）受付期間

ア 受付日
令和6年5月7日（火）及び同年5月8日（水）

イ 受付時間
午前9時00分から午後4時00分までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号
福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通

※ 同申込書には、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(イ) 4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

a アに該当する者

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書

b イに該当する者

合格証明書（1級）の写し

c ウに該当する者

合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

d エに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

e オに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

イ 追加取得講習

(ア) 5(3)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 講習受講手数料

ア 新規取得講習

38,000円

イ 追加取得講習

14,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後4時00分までの間に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

(1) 各講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具を持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること。

(2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45

分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備係（電話092（641）4141内線3173、3174）に対して行うこと。

(3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。

(4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

福岡県公安委員会告示第86号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

令和6年4月16日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

- (1) 貴重品運搬警備業務2級
- (2) 交通誘導警備業務1級

2 検定の実施日、時間及び場所

- (1) 貴重品運搬警備業務2級

実施日	実施時間	実施場所
令和6年7月24日（水）	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

- (2) 交通誘導警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
令和6年7月25日（木）	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記各表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

- (1) 貴重品運搬警備業務2級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

- (2) 交通誘導警備業務1級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

- (1) 貴重品運搬警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(エ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 交通誘導警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 車両等の誘導に関すること。

(エ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。

(オ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両等の誘導に関すること。

(イ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。

(ウ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 事前（電話）受付期間

ア 受付日

令和6年6月24日（月）及び同年6月25日（火）

イ 受付時間

午前9時00分から午後4時00分までの間

(2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日及びその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間

(3) 受検申請手続場所

ア 住所地を管轄する警察署

イ 営業所を管轄する警察署

(4) 必要書類

ア 必須書類

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）

(イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(ウ) 1級の受検資格を疎明する、以下のいずれかの書類（1級検定受検希望者に限る。）

a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書等）

b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（1級検定受検資格認定書）

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(5) 検定手数料

ア 貴重品運搬警備業務2級 16,000円

イ 交通誘導警備業務1級 14,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず7(1)の事前（電話）

受付期間内に、必ず受付専用電話（080（4059）9319）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事

前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間に、7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法（郵送等）による申込みは、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、7(2)の受検申請手続き期間内（2日間）に受検申請手続きを行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備係（電話092（641）4141内線3173、3174）に対して行うこと。
- (3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。
- (4) 福岡県領収証紙の売りさばき所については、福岡県庁のホームページで確認することができる。

福岡県公安委員会告示第87号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条による審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第9条の規定により公示する。

令和6年4月16日

福岡県公安委員会

1 審査を行う種別及び級

廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第1項に規定する検定に係る全ての種別及び級

2 審査の実施日、実施時間及び実施場所

実施日	実施時間	実施場所
令和6年7月26日（金）	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 審査定員

30名

4 審査対象者

旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「旧合格証」という。）を有する者であって、次に掲げる事項のいずれかに該当するもの。ただし、検定規則附則第7条第2項（学科及び実技試験の免除）に規定する者を除く。

- (1) 福岡県内に住所を有する者
- (2) 福岡県内に所在する警備業法に係る営業所に属する警備員
- (3) 福岡県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者

5 審査の方法

審査は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式10問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不

合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については、実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 警備業務の実施に関すること。
- エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 審査申請手続等

(1) 受付期間

- ア 受付日
令和6年6月24日（月）及び同年6月25日（火）
- イ 受付時間
午前9時00分から午後4時00分までの間

(2) 必要書類

- ア 必須書類
 - (ア) 審査申請書（検定規則別記様式）1通
 - (イ) 写真1枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
 - (ウ) 旧合格証の写し
- イ 必要に応じて添付すべき書類
 - (ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合
住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）
 - (イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合
営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）
 - (ウ) 旧合格証の交付を受けた警察署に申請する場合

なし

(3) 審査手数料

4,700円

※ 審査手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した審査手数料については、審査申請を取り消した場合又は受審しなかった場合においても返還しない。

(4) 申請方法

ア 審査を希望する者は、まず、7(1)の受付期間内に、必ず受付専用電話（080（4059）9319）に電話して事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申し込みを行った日を含めた2日以内（県の休日を除く。）の午前9時00分から午後4時00分までの間に、住所地（審査希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署又は旧合格証の交付を受けた警察署に受付番号を申告するとともに、7(2)に掲げる必要書類に審査手数料を添えて審査申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外（郵送等）の申込みは、一切受け付けない。

ウ 審査の申請は、原則として受審者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受審者本人の委任状を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（それぞれ90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、成績証明書を交付する。

9 その他

- (1) 審査当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装を必ず持参すること。
- (2) 審査に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間に、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）に対して行うこと。

(3) 審査申請書（検定規則別記様式）については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。

福岡県公安委員会告示第88号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条による審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第2項により学科試験及び実技試験の全部が免除となる検定合格者審査（以下「書面審査」という。）を次のとおり実施するので、検定規則附則第9条の規定により公示する。

令和6年4月16日

福岡県公安委員会

1 書面審査期間

令和6年6月3日（月）から同年7月31日（水）までの間

※ 福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。

2 書面審査を行う種別及び級

廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第1項に規定する検定（以下「旧検定」という。）に係る全ての種別及び級

3 書面審査対象者

(1) 旧検定に合格した者であって、検定規則施行の際（平成17年11月21日現在）、現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であったもの。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合に限る。

ア 福岡県内に住所を有すること。

イ 福岡県内に所在する警備業法に係る営業所に属する警備員であること。

ウ 福岡県公安委員会から旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けていること。

(2) 旧検定に合格した者であって、検定規則施行の際、現に当該旧検定に係る警備業

務に係る旧検定規則第12条第1項に規定する指定講習（以下「指定講習」という。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であったもの。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合に限る。

ア 福岡県内に住所を有すること。

イ 福岡県内に所在する警備業法に係る営業所に属する警備員であること。

ウ 福岡県公安委員会から旧合格証の交付を受けていること。

4 書面審査申請手続等

(1) 受付期間

ア 受付日

令和6年6月3日（月）から同年7月31日（水）

※県の休日を除く。

イ 受付時間

午前9時00分から午後4時00分までの間

(2) 受付場所

ア 3(1)ア又は3(2)アに該当する者

住所地为管轄する警察署

イ 3(1)イ又は3(2)イに該当する者

営業所の所在地を管轄する警察署

ウ 3(1)ウ又は3(2)ウに該当する者

旧合格証の交付を受けた警察署

(3) 必要書類

ア 必須書類

(ア) 審査申請書（検定規則別記様式）1通

(イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）1枚

(ウ) 旧合格証の写し

(エ) 3の審査対象に該当することを疎明する書面（下記a又はbのいずれか1つ

)

a 3(1)に該当する者

検定規則の施行の際、現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であることを疎明する書面（警備業務従事証明書等）

b 3(2)に該当する者

検定規則の施行の際、現に指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であることを疎明する書面（指定講習講師従事証明書等）

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所の所在地を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(ウ) 旧合格証の交付を受けた警察署に申請する場合

なし

5 申請方法

(1) 4(1)の受付期間内に、住所地（審査希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署又は旧合格証の交付を受けた警察署に、4(3)に掲げる必要書類を提出すること。

(2) 書面審査申請は、原則として審査申請者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、審査申請者本人の委任状を持参すること。

(3) 手数料

書面審査については、手数料を徴収しない。

6 成績証明書の交付

書面審査の結果、当該種別の警備業務に関する知識及び能力を有する者と判定した場合において、成績証明書を交付する。

7 その他

(1) 書面審査に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5

時45分までの間に、福岡県警察本部生活保安課警備係（電話092（641）4141内線3173、3174）に対して行うこと。

(2) 審査申請書（検定規則別記様式）については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。

福岡県公安委員会告示第89号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

令和6年4月16日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

(1) 空港保安警備業務1級

(2) 空港保安警備業務2級

2 検定の実施日、時間及び場所

(1) 空港保安警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
令和6年8月9日（金）筆記試験 令和6年8月29日（木）実技試験	午前9時00分から 午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

(2) 空港保安警備業務2級

実施日	実施時間	実施場所
令和6年8月9日（金）筆記試験 令和6年8月30日（金）実技試験	午前9時00分から 午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記各表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

(1) 空港保安警備業務1級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 空港保安警備業務2級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 空港保安警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 乗客等の接遇に関すること。

(エ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関すること。

(オ) 空港に関すること。

(カ) 空港保安警備業務の管理に関すること。

(キ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 乗客等の接遇に関すること。

(イ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関すること。

(ウ) 空港保安警備業務の管理に関すること。

(エ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

(2) 空港保安警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 乗客等の接遇に関すること。

(エ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関すること。

(オ) 空港に関すること。

(カ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 乗客等の接遇に関すること。

(イ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関すること。

(ウ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 事前（電話）受付期間

ア 受付日

令和6年7月16日（火）及び同年7月17日（水）

イ 受付時間

午前9時00分から午後4時00分までの間

(2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日又はその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間

(3) 受検申請手続場所

ア 住所地を管轄する警察署

イ 営業所を管轄する警察署

(4) 必要書類

ア 必須書類

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

(イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(ウ) 1級の受検資格を疎明する、以下のいずれかの書類（1級検定受検希望者に限る。）

a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書等）

b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（1級検定受検資格認定書）

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(5) 検定手数料

空港保安警備業務1級及び2級 16,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず7(1)の事前（電話）

受付期間内に、必ず受付専用電話（080（4059）9319）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事

前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間に、7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法による申込み（郵送等）は、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、7(2)の受検申請手続期間（2日間）内に受検申請手続を行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

(1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を守る条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）に対して行うこと。

(3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。

(4) 福岡県領収証紙の売りさばき所については、福岡県庁のホームページで確認することができる。

警察本部

福岡県警察本部告示第22号

福岡県警部補 東郷 武文

上記の者に対する福岡県警察本部告示第17号（令和6年3月26日）については、同人の所在が明らかとなったことから下記のとおり公告する。

令和6年4月16日

福岡県警察本部長 岩下 剛

記

地方公務員法第28条第1項第3号による免職処分を撤回する。

令和6年4月3日

福岡県警察本部長

警視監 岩下 剛